

イベント用ネーミングライツ導入に関するガイドライン

1 趣旨

このガイドラインは、福島市が主催するソフト事業（イベント、講座等）の命名権（以下「ネーミングライツ」という。）の適切な導入を図るため、募集の方法、応募者の選定方法等について、基本的な考え方をまとめたものです。

ネーミングライツの募集は、本ガイドラインに基づき、ソフト事業実施部局が募集要項等を定め実施するものとします。

2 ネーミングライツ導入の目的

- (1) ソフト事業の実施を通じて自主財源の確保を図ります。
- (2) 民間事業者による社会貢献の手段として、民間事業者とソフト事業の知名度向上につなげることを目的とします。

3 ソフト事業におけるネーミングライツの概要

契約によりソフト事業の名称に企業名や商品名等を加えさせる代わりに、ネーミングライツを取得した企業等（以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）から対価を得て、ソフト事業の実施等に役立てます。

4 導入の対象となるソフト事業

市が主催するソフト事業のうち、ネーミングライツを導入することで効果が見込まれるものについて募集を行います。

5 希望金額の算定について

市は、ソフト事業への参加者（来場者）数やメディアに取り上げられる頻度等を考慮するほか、当該事業においてネーミングライツを導入することで市に生じる費用等も踏まえ、ネーミングライツの希望金額を算定します。

この希望金額は、あくまで目安となる金額であり、希望金額を下回る提案を行うこともできます。ただし、複数の応募があった場合で、希望金額以上の提案を行った者がいる場合は、希望金額以上の提案を行った者の中から優先交渉権者を選定します。また、提案金額が希望金額と比べて著しく低い場合、1者だけの応募であっても優先交渉権者として選定されない場合があります。

6 契約期間

ネーミングライツに関する契約締結日から当該ソフト事業が終了するまでとします。

7 愛称

(1) 市民等の認識

民間事業者等の命名によっても、当該ソフト事業であることが認識できるものとします。

(2) 使用を禁止する愛称

愛称が、次のいずれかに該当するものは、ネーミングライツの対象としません。

- ① 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反するもの
- ② 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- ③ 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- ④ 政治性又は宗教性のあるもの
- ⑤ 社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの
- ⑥ 当該愛称の内容について市が推奨している等、市民の誤解を招くもの又はそのおそれがあるもの
- ⑦ その他、愛称として使用することが適当でないと認められるもの

(3) 愛称の変更

利用者の混乱を避けるため、原則として契約期間内において愛称の変更はできません。

(4) 愛称の構成

愛称の構成は、原則としてソフト事業の名称を前半に付けるものとします。
ただし、ネーミングライツ・パートナーの希望により変更できるものとします。

8 ネーミングライツ・パートナーの募集

(1) 募集方法

- ① 募集は、原則公募とし、市のホームページ等に掲載することにより行います。
- ② 事業ごとに所管部局にて募集要項等を作成し実施することとします。

(2) 応募資格

応募資格を有する者は、次の通りとします。

- ア) 法人格を有する者。
イ) その他市長が特に認める者。

ただし、次の事項（欠格要件）に該当する者は除きます。

なお、事業の特性に応じ、募集要項等において下記以外の事項についても規定する場合があります。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されている者
- ② 福島市入札指名停止等取扱基準による指名停止等を受けている者
- ③ 公租公課を滞納している者
- ④ 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）による更正手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立て又は会社法（平成17年法律第86号）による清算の申立てがなされている者
- ⑤ 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反している者
- ⑥ 政治団体又は宗教団体
- ⑦ 暴力団（福島市暴力団排除条例（平成24年福島市条例第10号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）並びに暴力団又は暴力団員が経営又は運営に実質的に関与し

ている者及びこれらと密接な関係を有する者

- ⑧ その他、本市のネーミングライツ・パートナーとして不適当と認められる者
例：消費者金融、たばこ、パチンコ、風俗、商品先物取引

(3) 費用負担

応募に要した経費は、すべて応募者の負担とします。

(4) 募集要項等

- ① 応募に必要な事項を記載した募集要項等を作成します。

例：応募資格、希望金額、契約期間、事業概要、提出書類等

- ② 応募など一連の手続きをあらかじめ公表し、選定の透明性の確保に努めます。

(5) 募集期間

募集期間は、募集要項等で別に定めます。

(6) 応募がなかった場合の取り扱い

募集期間を超過しても応募がなかった場合は、募集要項等に定める条件を見直し再度の公募を実施するか、又は募集を取りやめます。

9 選定方法

(1) 選定委員会の設置

ネーミングライツの導入に際し、関係部局の職員等からなる選定委員会を設置し、優先交渉権者の決定等について審査及び選定を行います。

(2) 選定基準等

① 資格審査

応募資格を満たしているか確認します。欠格要件に該当する場合は失格とします。

② 提案内容の評価（①の資格審査を通過した者のみ）

次の項目について、点数化し評価します。

ア) 当該ソフト事業であることが認識できる愛称か（20点）

イ) 社会貢献等の実績、考え方、法令違反の有無（30点）

ウ) ネーミングライツ料の提案金額は妥当か（50点）

※別紙：「ネーミングライツ・パートナー選定に係る評価基準【市主催ソフト事業】」を参照

(3) 優先交渉権者

優先交渉権者は、他の応募者に優先して市との契約締結に向けて交渉することができます。優先交渉権者と契約締結に至らない場合は、次点の応募者と契約締結に向けて交渉します。

10 ネーミングライツ・パートナーの決定及び公表等

(1) ネーミングライツ・パートナーの決定と契約の締結

優先交渉権者との協議が整った場合は優先交渉権者をネーミングライツ・パートナーとして決定し、ネーミングライツに関する契約を締結します。

(2) ネーミングライツ・パートナーの公表

ネーミングライツ・パートナーの決定後（契約締結後）、すみやかに当該法人等の名称、当該事業の愛称、ネーミングライツ料等を市ホームページにより公表します。

11 ネーミングライツ・パートナー特典

ネーミングライツ・パートナー特典を設ける場合は、募集要項に記載します。

12 愛称の使用

愛称については、市が積極的に使用するとともに、関係機関への周知と使用を促します。ただし、市民や事業関係者等に対し愛称の使用を義務付けるものではありません。

13 契約の解除

ネーミングライツ・パートナーの信用失墜行為等に伴い、当該ソフト事業等のイメージが損なわれるおそれが生じた場合、市は契約満了を待たず契約を解除できることとします。

この場合、ネーミングライツ・パートナーは、市に生じた損害を賠償する責任を負うものとします。

14 その他

ソフト事業の実施内容に応じ、本ガイドラインに定めがない事項の規定が必要な場合、又は本ガイドラインの規定と異なる取扱いが必要な場合は、募集要項等に記載することとします。

15 施行時期

このガイドラインは、令和7年6月1日から施行します。

このガイドラインは、令和8年4月1日から施行します。